

令和4年9月1日

9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間です！

～安全と環境保全には、**点検・整備**が必要です～

自動車は、使用期間や走行距離に応じて劣化するものであり、本来の安全・環境性能を維持するためには、自動車ユーザーが責任を持って、適切に点検・整備（日常点検及び定期点検）を行うことが必要です。

このため、九州運輸局では、自動車関係団体等と協力し、9月及び10月を「自動車点検整備推進運動」の強化月間として、点検・整備の必要性や重要性を啓発していきます。

○総合的な広報・啓発活動の実施

- ・本推進運動のポスターの掲示やチラシ等の配布により啓発を行います。
- ・令和3年10月から始まった点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」の実施について、チラシ等により周知を行います。

○街頭検査の実施

- ・街頭検査を活用してチラシ等の配布を行い自動車ユーザーに対して、点検・整備の必要性や重要性の啓発を行います。

○自動車ユーザーに対する調査・指導等

- ・事業用の大型自動車を保有する事業者に対し、ホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検・整備の実施結果の報告を求めるとともに、車輪脱落事故、の車両火災を防止するため確実な点検・整備の実施について啓発を行います。



〈推進運動広報ポスター〉

【問い合わせ先】

九州運輸局自動車技術安全部

整備課 福田・鈴木

電話：092-472-2537



自動車点検整備推進運動

コストも、いのちも、地球環境も。こまめに愛車のメンテナンスを

安全と環境保全には、点検・整備が必要です

「自動車点検整備推進運動」に関する情報や各種チラシのデザイン等はこちら
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t3/t3-1/>

自動車の点検・整備のことが詳しくわかります
www.tenken-seibi.com

クルマの愛情点検チェックガイド
www.tenken-seibi.com/m/

安全確保と環境保全は 15分から。クルマの点検・整備から。

日常点検・定期点検は車のトラブルを防ぎ、CO₂の排出量削減にもつながります。車の健康管理を心がけましょう。

日常点検
 日常点検整備は、点検整備を要する項目について、ユーザー自身が自分で行うことによるもので、車検には関係ありません。

定期点検
 定期点検整備は、国土交通省が定める点検項目について、一定期間（検査実施年度）ごとに実施する、国土交通省が実施する検査です。日常点検と併せてユーザーの方でも実施する必要があります。車検はあくまで最低限の基準を満たしているが確認するもので、次の車検までの安全性能を確認するものではありません。確実に日常点検や定期点検を実施し、車の保守管理を行いましょう。

エンジンルーム 5項目

- 1 プレーキの量: プレーキの厚さが規定の範囲(上面タイプ下層タイプ)に達しているか確認します。
- 2 冷却水の量: 冷却水の量が規定の範囲(上面タイプ下層タイプ)に達しているか確認します。
- 3 エンジンオイルの量: エンジンオイルの量が規定の範囲(上面タイプ下層タイプ)に達しているか確認します。また、オイルの質も確認します。
- 4 バッテリー液の量: バッテリー液の量が規定の範囲(上面タイプ下層タイプ)に達しているか確認し、電圧も確認します。
- 5 ウィンドウワッシャー液の量: ウィンドウワッシャー液の量が規定に達しているか確認します。

クルマの周り 4項目

- 6 ランプ類の点検・点滅: ランプの点検・点滅を確認し、点滅しないランプは交換します。
- 7 タイヤの傷や変形: タイヤの傷や変形を確認し、交換が必要な場合は交換します。
- 8 タイヤの空気圧: タイヤの空気圧を確認し、規定の範囲内に調整します。
- 9 タイヤの溝の深さ: タイヤの溝の深さを確認し、規定の範囲内に達しているか確認します。

運転席 6項目

- 10 エンジンのかけ具合・異音: エンジンがかかり具合を確認し、異音を確認します。
- 11 ウィンドウワッシャー液の量・噴射状態: ウィンドウワッシャー液の量が規定に達しているか確認し、噴射状態を確認します。
- 12 フォイアの拭き取り状態: フォイアを拭き取り、視界が妨げられないように確認します。
- 13 プレーキの踏み戻りしるど動き具合: プレーキの踏み戻りしるどを確認し、動きを確認します。
- 14 駐車ブレーキの引きしるど(踏みしるど): 駐車ブレーキの引きしるどを確認し、動きを確認します。
- 15 エンジンの低速・加速状態: エンジンが低速・加速時にスムーズに回転し、異音を確認します。

自動車の点検整備はユーザーの義務です

くるまのコンピュータ点検してますか?

自動命令型操舵機能、エンジン制御コンピュータ、前方・側方エアバッグ、衝撃被害軽減ブレーキ、車載式故障診断装置(OBD)

これらの装置は、令和3年10月から、1年毎の「OBD点検」が義務付けられています

OBD点検の概要

「スキャンツール」をOBDポートに接続し、「OBD」が記録している、各種装置の故障の有無や作動状況(故障コード)を読み出します。これにより、装置が正常に作動しているかを確認することを、「OBD点検」と呼んでいます。

「車載式故障診断装置(OBD)」とは… 「スキャンツール」とは…

車両に搭載されたコンピュータにより制御される各種装置の状態を監視するとともに、故障の有無を自己診断し記録する装置。 OBDに記録される各種装置の故障の有無・作動状況を読み出し、安全に走行できる状態であることを確認する機器。

事故の概要

走行中急ブレーキをかけたところ、一度はABSが作動したがすぐに機能が停止し、十分に減速ができず、ハンドル操作も効きづらくなったため、側壁及び道路標識に衝突した

調査の結果

スキャンツールをつないだところ、ブレーキオイルの油圧低下の故障コードが検出された。油圧低下によりABSが作動を停止してタイヤがロック状態となり、ブレーキ性能を十分に発揮できなかったことで事故につながったと推定される

このような不具合は、OBD点検により事前に検知し、整備することが可能です。地方運輸局の認証を受けた整備工場でスキャンツールを使用したOBD点検を受けましょう!

ご不明点があれば、最寄りの運輸支局へお問い合わせください。

国土交通省 協力：自動車点検整備推進協議会



大型自動車（事業用・家用）に乗られる皆さんへ

重大事故を防ぐため、適切な点検整備の実施を！

大型自動車は、事故が起こると重大な被害につながりかねません。
日頃の点検整備を徹底し、安全な車社会の形成にご協力をお願いいたします。

大型自動車の車輪脱落事故

① 事故件数は、近年増加



② 歩行者にぶつかれば重大事故になりかねません



車輪脱落事故発生動画より（R2、西交會作成）

以下に特にご注意ください！
※ISO規格のものを使用します

日常点検時

増し締め

きちんと締め付けを行っても、走行すると必ず緩みが発生します（初期なじみといえます）。50～100キロほど走行したら、規定トルクで増し締めを。



ゆるみの確認

いずれかの方法で、緩みがないか日常的に確認しましょう。

打音点検

点検ハンマ



ナットがゆるむ方向に叩く

目視点検

ホイールナットマーカー



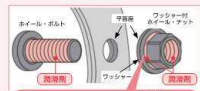
緩みなし状態

左右のホイールナットが緩んだ状態

車輪脱着時

清掃・潤滑剤の塗布

十分な締め付け力を得るため、各部を清掃後、赤色の箇所（エンジンオイル等）を薄く塗ってください。



ナットとワッシャーの槽（抑動部）に、潤滑剤を忘れず塗ってください！

清掃し、潤滑剤を塗布してもスムーズに回転しない場合は、ナットを交換してください。



劣化がひどいものは交換を！

車両火災事故



事故はバス・トラックともに発生していますが、特にバスでは、乗客を巻き込む重大事故につながりかねません
下記のような前兆が見られたら速やかに停車し、異常の有無を確認してください

車両火災のことが詳しくわかります
<https://www.mlit.go.jp/hoop/ai/jidoshataiken/seibi/kyoukan/12-10-3/>



異常箇所	症状
加速	普段より加速しづらい・減速しやすい
ブレーキの動き	普段より動きづらい
揺動	ハンドルが異常に揺動したり、ハンドルを取られたりする
音、臭い	聞き慣れない音が出る ゴムや樹脂が焼けたような臭いがする
煙	白煙や黒煙が発生している
電気機器	異常な動作を起こしたり、ヒューズが切れたりする
警告灯	警告灯が点灯する、警報ブザーが鳴る

大型自動車の点検整備・車検と事業用自動車の行政処分



行政処分基準（令和2年3月時点）

- ① 日常点検の未実施
 - <初違反>：警告 ～ 5日 × 違反台数
 - <再違反>：3日 ～ 10日 × 違反台数
- ② 定期点検整備の未実施
 - <初違反>：警告 ～ 10日 × 違反台数
 - <再違反>：5日 ～ 20日 × 違反台数

■監修：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警視庁 環境省

■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般財団法人日本自動車連盟（JAF） 一般財団法人日本自動車工業会（JAMA） 一般財団法人日本自動車流通協会（JADA） 一般財団法人日本自動車販売協会連合会（JAFCA）

一般財団法人日本自動車流通協会（JADA） 一般財団法人日本自動車流通協会（JADA） 一般財団法人日本自動車流通協会（JADA） 一般財団法人日本自動車流通協会（JADA）

一般財団法人日本自動車流通協会（JADA） 一般財団法人日本自動車流通協会（JADA） 一般財団法人日本自動車流通協会（JADA） 一般財団法人日本自動車流通協会（JADA）

一般財団法人日本自動車流通協会（JADA） 一般財団法人日本自動車流通協会（JADA） 一般財団法人日本自動車流通協会（JADA） 一般財団法人日本自動車流通協会（JADA）

●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。点検・整備 検索 www.tenken-seibi.com

